

NHK から国民を守る党(以下 N 国党と記す)問題についての NHK 問題を考える奈良の会の見解(案)

2019 年 8 月 5 日

NHk問題を考える奈良の会

参院選比例区で N 国党は約 99 万票を集め、1 議席を獲得した。選挙区では 3.02%の得票を得て政党交付金を受ける資格を得た。

選挙運動では、「NHK を、受信料を払う人だけが視聴できるというスクランブル放送化を訴え「NHK をぶっ壊す」などと連呼するのみ。その他の国政上の問題については触れることはなかった。

「NHK 問題を考える奈良の会」は「公共放送 NHK を視聴者・市民のものに！」というスローガンで、NHK の受信料の問題、NHK や民放の放送内容などを問題にして運動している視聴者団体であって、N 国党とは全く関係はない。全国に 30 近くある視聴者運動も同じように全く関係がない。

N 国党は NHK の放送内容についてはほとんど触れていない。放送法に規定されている「放送の不偏不党、真実及び自立を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とか、「放送が健全な民主主義の発展に資するようにすること」などの放送ジャーナリズムの基本原則などについて N 国党にはそのような意識があるのかどうかも疑わしい。

奈良 NHK 裁判は、放送法に違反し国営放送化している現在の NHK に対し、「NHK は放送法を守る義務がある」。受信契約は、「NHK は放送法に従った放送をする義務を果たし、その対価として視聴者は受信料を払う」という双務契約であることを主張して闘っている。私たちの運動と N 国党の動きとは全く次元の違う運動である。

しかしながら、今回の参院選は、受信料問題で NHK に対して不満・怒りを持つ国民が少なからず N 国党に投票した結果であり、我々のような視聴者・市民運動が彼らの不満・怒りを受け止めることが出来ていないことに一因があるとも考えられる。視聴者運動について、また奈良 NHK 裁判について広く知ってもらうことが今後の課題である。そして何よりもこの奈良の裁判が勝利すれば全国的に大きなインパクトを与えることになるのではないだろうか。

付記

参院選に当たっての市民連合と5野党・会派の「共通政策」

第 13 項目

「国民の知る権利を確保するという観点から、報道の自由を徹底するため、放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。」

この政策実現に向けての運動がこれからの視聴者・市民運動の一つの大きな課題であろう。

以上